

鳥取県食の安全・安心HACCP推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月末まで)

○交付申請は下記提出先に郵送又は持参してください。
※補助事業完了後6ヶ月以内に、鳥取県HACCP適合施設の認定取得
または当該認定基準と同等の衛生管理体制の構築が必須です。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内または交付決定を受けた補助 事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月10日)

○実績報告は下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い(精算払)

実績報告書提出後、県で書類審査等を行い、補助金額を確定した後、補助金をお支払いします。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・くらしの安心推進課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7247 kurashi@pref.tottori.lg.jp